

地代理論の総括

仙 田 久 仁 男

1. は し が き
2. 地代理論の展開方法
 - A. 基本視点
 - (1) 価値の「分割法則」の存在認識
 - (2) 「価値法則」の順守
 - B. 二つの法則の帰着点
 - (1) 価値取得の先後関係の定着および地代に転化する価値の出所
 - (2) 地代額の規定とその法則性
3. 資本制生産下の地代
 - A. 差額地代第一形態
——市場価値の法則と「虚偽の社会的価値」について——
 - B. 差額地代第二形態
——資本条件同一という点の徹底——
 - C. 絶対地代
——成立条件としての土地所有の独占——
 - D. 差額地代と絶対地代とが一緒にあるときの考察
4. 非資本制生産下の地代
 - A. いわゆる過渡的地代
——地代成立の機構およびその源泉、法則——
5. む す び

1. は し が き

地代理論の研究は私をもっとも以前から志してきた課題のひとつであった。

その成果は、すでに十年以上も過ぎてしまったが、一冊の研究書として世に問うたところである。¹⁾しかし未だに終わったということができず、その時はそれでよかったとしても後になるとどうしてもさらにつけ加えておきたい箇所が出てきて、それ以降も少数だが地代に関する論稿を公にしてきた。²⁾そして今なお言っておきたい論点がいくつか残っているように思う。

そこでもう一度、総括的にはあるが地代論全体にわたってそうした点を中心に考えると述べてみたい。

注1) 拙著『地代理論の諸問題』, 法律文化社, 1981年。

2) 「差額地代第二形態の理論的諸規定」『経済科学論集』, 第16号, 1990年, 「市場価値法則の理論」『経済科学論集』, 第17号, 1991年, 「農業経営構造の再編と方向」頼平編『国際化時代の農業経済学』, 富民協会, 1992年, などがそれである。なお最初の論文は, 私が『資本論』のこの部分の翻訳に参加して私なりの独自の邦訳を試みたことに起因したものである。その翻訳も同様の意味を持つものとしてつけ加えておいて良いかもしれない。資本論翻訳委員会訳, 新日本出版社, 『資本論』第12分冊, 1989年, 第3部第41章「差額地代Ⅱ——第1例 生産価格が不変な場合」, 同第42章「差額地代Ⅱ——第2例 生産価格が低下する場合」がそれである。次の論文は, 差額地代第一形態にかかわるもので, 結論は同じだが前に書いたものよりわかり安くしたつもりの内容になっていて, 私の近著『価値と価格法則の理論』, 創風社, 1992年, にもおおむねそのままのせたものである。後でもふれる機会があると思うが, この著書の第五章は直接的ではないが絶対地代について重要な補足をしたところを含んでいる。だからこの部分も関係箇所である。最後の論文は, いわゆる過渡的地代に関するものだが, これは理論的にはそれ以前に出したものとほとんど変わらず, その意味では新鮮さは少ないものである。

2. 地代理論の展開方法

A. 基本視点

私が地代規定にあたってこれまでに採ってきた視点は, この事物の本質に照らして考えればまったく当然のものであるが, 遺憾ながらまだ一般化していないため, 多少特異と受け取られるむきがあるように思われる。従来の繰り返しになるが, ごく簡単にその要点をまとめることから出発したい。

(1) 価値の「分割法則」の存在認識

近代的土地所有を前提にするとき, そこで見られる収入の種類は賃労働者の労賃, 資本家の利潤そして土地所有者の地代の三つである。もとよりこれらは価値から成立するものでなければならないから, とはいっても再生産の条件は確保されるべきであるために過去に生産された価値からなることはなく, した

がってこれらは新しく生産された価値の転化物だということである。すなわち、一つの社会の一時期に新たに生産された一定量の価値額——定量というのは総労働量が定まっていることから必然的な帰結である——がこれら収入諸形態に分割する源泉にはかならないのである。

この分割の仕方が量的にあれこれであらめではなく、収入ごとに決まった大きさをずつになるというのが標題に掲げた価値の「分割法則」(Gesetz der Teilung)の意味である。この法則の存在を主張することは一見すると奇異と受け取れるかもしれない。なぜなら、価値を取得する賃労働者、資本家、土地所有者は互いに対等な位置関係にあって、同じ立場で競争しあって自分になるべく多くの価値をもたらそうとしているのであるから、その取り分は競争のあり方次第でどのような大きさにでもなりえ、ここに量的な法則があるとはなかなか思えないからである。事実、理論的に見ても競争からはその取り分を固定するどんな要素も見いだせないのである。にもかかわらず法則があるといわれるのは、そういう競争といった表面的な事がらとは別に、その内部においてしかもそこから表面的な競争を規制している「内的法則」(inneres Gesetz)がここにはあって、それがそういう働きをしていると見ているからである。

この「内的法則」を到来させているのが生産諸手段所有者間の「質的区別」(qualitativer Unterschied)といわれるものである。生産諸手段の所有者というのはこの場合は労働力所有者の賃労働者、資本所有者の資本家、土地を持っている土地所有者の三者である。これらに「質的区別」があるというのである。そのわけはこの生産が単に使用価値を作っているという一般的な生産ではなく、価値をも作っている生産だという点にある。そしてまた、ただ価値を作れば良いという生産ではなく必ずその量を拡大する生産だという点も重要である。使用価値だけが問題になるところならば、どの生産手段もそれらのどれが欠けても目的の生産物は作れないという意味で重要度は皆同じである。当然にその所有者も複数いたとしても重要度は同じで「質的区別」は見当たらない。だが、価値を生産する、しかも消費するより大きい価値を作ることが不可欠の資本制生産では事情は変わってくる。一番に重要度が高い生産手段は価値を作

り出す労働力である。資本制生産にとってはこれがもっとも大切な要素なのである。次に重要度が高い生産手段はこの生産を支配する資本である。自らを増殖する価値としての資本がここに位置するのはまったく当然のことである。そして最後に、したがって重要度がもっとも低い生産手段が、価値の生産者でもなければ、もともと労働の生産物ではなくそれゆえに価値を持たず自らの増殖もありえない土地である。土地もそれがなければ農産物が生産できないことは言うまでもなく、だから使用価値の観点からは他の生産要素と同じ高さに重要度があるが、価値の観点からはこのような位置づけがやむをえないものなのである。そうするとそれらの所有者の間も対等ではなく、資本制生産にとって重要度の違い、軽重の差があるという意味で「質的区別」が生まれる。対等と見えるのはあくまで現象的なことで、本質は重要度に差があるのである。賃労働者、資本家、土地所有者の順序である。

この「質的区別」は価値の取得に際して互いに対等な競争を行わせるものではない。そうではなく資本制生産にとって重要度が高いものから優先的に価値の取得を行うという形を定着化させるのである。そうしなければ資本制生産にとって重要な所有者の再生産が保証されず、そのことをもってこの生産体制の維持が困難になるからである。価値の取得は生産諸手段の各所有者の収入を意味するから、それがきちんと分配されている所有者は自らの再生産が可能で、繰り返し同じ働きをすることができる。そうならば、資本制生産にとっては価値の分割は同様に自分の再生産のために行うことであるから、その働きをもっともよくする所有者から再生産をできるようにするわけである。重要なものから順番に、したがって重要でないものはあとまわしにするのである。これは資本制生産が維持されていく条件である。

となると、ここに「分割法則」が生まれることになる。先に価値を取得する者は順序が優先しているためこれをめぐって他と競争することはなく取得分が固定するのである。他に邪魔されることなく自らの取得分を確定するのである。

かくて、社会全体で新たに生産された一定の価値額から、先に位置するものより順番にこの過程を繰り返して最終的に価値の「分割法則」が成り立つとい

うこと、この認識が地代論の分析には不可欠である。

(2) 「価値法則」の順守

上で示した三つの収入諸形態はいずれも価値の転化物であって価値からなるものでなければならない。そのことはしかし、新しく生産された価値が三つに分割するといってきたのであるから、この限りではまったく当然のこととして守られてきたように思われる。だが、それはあくまで価値の「分割法則」を言いたいがための論述方法であり、物事を結果だけから見て述べた言い方であった。一定の価値額が三つに同時に分割して各収入になるというのなら、これはこれでよかった。ところがそうではない。結果から見ると同じであっても三つの収入形態が同時に決定されるわけではない。上に述べたように順序があるのである。順序が先のものから自らの取り分を独自の論理で決定し、社会で生産された新たな価値額から差し引いてゆくのである。

そうすると問題になるのは、先に位置する取得者の独自の取得額と社会で生産された新たな価値額との大きさの問題である。これは当然に前者より後者のほうが大きくなければできないことである。だが、それはけっしてはじめから決まっていることではない。それぞれの大きさについては双方は互いにまったく関係のない間柄に存している。だから後者よりも前者が大きいことがもあってもおかしくはないのである。にもかかわらず、これまでは既述の理由から後者を勝手に十分に大きくとって話を進めてきた。ならば、このこともきちんと証明していかなければならない必要性がある。

その方法は以下のものしかない。それは、まずもっとも初めに価値の取得を行う賃労働者の取得分（労賃）の独自の決まり方を見て、社会で生産された新しい価値がその労賃を補いうるかどうかを見る、もし補いうるといえればそれを差し引いて、次に資本家の取得分（利潤）の独自の決まり方を見る、そしてこの残余が利潤を補いうるかどうかを見る、もし補いうるといえればそれを差し引く、それで最後に土地所有者の取得分（地代）が問題になるが、この方は独自の決まり方は持たない、二つが差し引かれたさらなる残余額がそのまま地代の大きさになるのである。

このようにして、三つの収入形態がいずれも価値の転化物であることが明らかとなる。どの一つも（特にこの場合は地代が）価値以外のものから成り立っているわけではない。すなわち「価値法則」（Wertgesetz）が守られるのである。だから地代の研究にはこの方法が必ず採用されるのでなければならない。

もう一点この方法がもたらす良さは、各収入形態を形成するそれぞれの価値の出所を問うてそれを明らかにするところにある。収入ごとにそれに転化する価値がまだあるかを調べるわけであるから、そのことは必然的に行われる。ここで生産された価値がどの収入になっていくのかが分かるわけであるから、このことの社会的意味は大きい。地代が誰の生産したどこからの価値で成り立つか分かるのである。付言しておきたい。

B. 二つの法則の帰着点

(1) 価値取得の先後関係の定着および地代に転化する価値の出所

これまでに述べてきたことから得られる結論をさらに進めておきたい。まず、既述のように、各収入諸形態は一度に同時に決まるのではなく順序があって価値の取得がこの順序によって行われそれによって決まることをもう一度確認しておきたい。私はこのことを価値取得の先後関係の定着と呼んでいるが、まだ遺憾ながら一般化してはいないため、いささか繰り返しの感はあるものの、あらためて強調しておきたい。

この方法に従うと、ここから地代に転化する価値の出所が明らかになる。初めに価値の取得を行うのは賃労働者である。労賃の額はどのように決まるのかといえば、これはここに独自の論理すなわち労働力の価値としてである。この大きさは社会で新たに生産された価値の額とは量的に何のかかわりもない。だから前者を後者が補いうることをまず説明しておかねばならない。そのことは、すでに資本制生産が始まる以前から階級社会があって剰余労働が存在したことで、それがこの場合は剰余価値として現れるから前者を後者が十分に補ってなおそれ以上の価値生産がなされるということで説明される。では、次に価値の取得を行う資本家の利潤額はどのように決まるのか。取り分の範囲は全剰余価値

の枠内である。とすると、利潤は全剰余価値と一致するということになる。なぜなら、自らを増殖する価値としての資本は自分が大きくなることに上限を設けることはなく、ただ可能な限り大きくなろうとするだけであるから、全剰余価値を利潤として吸収してしまうことになるのである。これで利潤額も決まった。ならば最後に価値の取得を行う土地所有者の地代額はどのように決まるのか。ここに至っては一見するところ大変な困難に陥るかに見える。地代に転化するべき価値がもはや見当たらないのである。いったん分配し終え確定した労賃や利潤から再徴収するなどということはありえない。それだったら上来述べてきた順序が壊れてしまうからである。だから、ここで考えられる唯一のことは、利潤が吸収した剰余価値のほかになお利潤が吸収できなかった剰余価値があって、これが地代に転化すると見ることだけである。したがって、上では先に全剰余価値が利潤に転化すると述べたが、それはそうではないということである。利潤になりえなかった剰余価値とはどこに存在するものかといえば、それは農業部門内のものしか考えられない。なぜなら、そこには価値の利潤化を妨げる力として土地所有があるからである。他の部門では仮に地代に転化すべきという剰余価値が生産されていたとしても、順序がある以上その前に資本家が利潤を作り出すときにその部分を持って行ってしまふ。これは防ぎようがない。地代化できないのである。これに対して、農業部門では土地所有者がいて資本家への抵抗力として地代を要求するわけだから、ここにそうした価値があれば地代化できるのである。地代に転化する価値というものは、このような理由から農業部門内のものという結論が出てくるのである。

(2) 地代額の規定とその法則性

農業部門内でそうした価値が見つければ、それがすなわち地代でありその大きさも決まってくる。こうしてどの収入形態も価値から成ることが明らかとなり「価値法則」は守られるし、価値全体からすれば三つの収入への分割であり、それぞれ収入の大きさも決まってくるから価値の「分割法則」が守られることになる。

この場合とくにいておきたいことは、地代の大きさが理論的に確定できる

という点である。地代が生ずるということは見れば分かることで、これを単に指摘しただけでは現象的なことをそのまま述べただけで科学的には何も明らかにしたことはない。それが価値から成ることが証明されねばならないのである。そのためには地代に転化する価値がどこにあるかが問われることになるが、それを探して見つけるということは必然的にどれだけということも同時に見つけるわけであるから、この課題は地代額の確定を抜きにしては果たしえないことである。人によっては地代は価値からなるということだけを言えたいといわれることがあるが、地代になる価値がどこにどれだけあるかを見つけないで、だから転化すべき価値を見つけないでそのように言うことはもともとできないことであり、それは結局結論だけは何やら正しそうに見えるが、それを出してくる過程が全然無視された誤った見方である。ちゃんと価値を見つければそのままその量も分かってくることであり、かくして地代額の規定は地代の科学的説明の必然的な帰結である。

地代がこうしてある決まった大きさとして規定できることは、地代が価値からなる¹⁾ということの証明であり、この持つ法則だということである。

注1) 本章での展開はすでに私が別のところで行ったことの要約である。紙幅の都合もあって極めて簡略化していて分かりにくい心配があるが、私の前掲の著書『地代理論の諸問題』、『価値と価格法則の理論』のそれぞれ第一章にはこれに関する詳しい主張があるのでぜひそれで補ってもらいたい。

3. 資本制生産下の地代

A. 差額地代第一形態

——市場価値の法則と「虚偽の社会的価値」について——

差額地代の最大の論点は、もとより地代に転化する価値の源泉およびその性格についてである。私は以前にも同じ結論を導いた論文を書いたことがあるが、最近では前掲の「市場価値法則の理論」でこの問題を扱った。私の考え方をかいつまんで言えば、この場合に地代に転化する価値は、「市場価値」(Marktwert)の法則から生まれる労働の実体を持たない、その意味で「虚偽」(falsch)の、

しかし社会ではちゃんと価値として認められ社会の価値総量の一部をなしている、だから「社会的価値」(sozialer Wert) から成立するということである。「虚偽」を労働実体を持たないとしている点、およびこの場合の「社会的価値」を同訳の「社会的価値」(Gesellschaftlicher Wert) ——これは社会に存在している価値という意味ではなく商品の一単位あたりの価値量という意味に使われる別の概念——と厳密に区別した点が私の特徴である。

こうした考え方を得た理由には私の市場価値論がある。それによれば、「個別的価値」(individueller Wert) から「市場価値」が作られるさいは、最も数の多い平均的な大きさの「個別的価値」、したがって「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert) がそのまま「市場価値」に移行するというものである。それで重要なことは、その場合、「市場価値」に移る「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert) が多数の「個別的価値」の量的にどの位置を占めるものかという点である。最も数が多く平均的な大きさといっても、その額がつねに多数の「個別的価値」の間にあるとは限らない。中間にあることもあるかもしれないが、それより大きいところにあることもありうるし小さいところにあることもありうる。ちょうど中間にあるときと小さいところにあるときは、その額がとりあげている商品の外部へ向けての真の価値となるが、そうして計算されるその種類の商品の価値総額と実際に生産された価値の総量とは互いに比較しても前者は後者よりは大きくはなく、この場合は労働実体のない価値は考えなくてもすむ。だが、大きいところにあるときは事情が変わってくる。上の言い方で言えば明らかに前者のほうが後者よりも大きくなるのである。すなわちこの限りでは労働実体のない価値を認めることになるのである。しかしこのことは致し方のないことで、日常的にも常に見ることであるし、もとよりそれで労働価値説を壊すものではない。

差額地代は最劣等地のしたがってもっとも大きいところの価値が市場価値になるために生まれるもので、まさしくこの場合なのである。この立場にたてばこそ有名なマルクスの次の一文も理解が可能である。「これこそは、市場価値——資本制的生産様式の基礎上で競争を媒介として自らを貫徹する市場価値——

一による規定である。この規定は、ある虚偽の社会的価値を生み出す。この虚偽の社会的価値は、土地生産物を支配する市場価値の法則から発生する。¹⁾」

しかしふるくからそうは理解しない見解も少なくはない。一般に「生産説」といわれるものがその一つで、次の主張もその部類に属するものである。

「資本主義的生産様式の基礎の上においては農産物は現実的労働時間が2.4時間であるにもかかわらず、現実的労働時間が6時間の工業生産物と等置、交換される。ここで明白に6時間と2.4時間との交換が行なわれている。……なるほど6と2.4という数字上では一見不等量の交換である。だがこの点にこそ問題が存在する。つまりこの双方の数字の質、その内容が問題なのであって、工業生産の1時間と農業生産の1時間とは質的に、すなわち価値形成的労働時間としては異なるのである。A商品もB商品もともに工業生産物である場合には、A商品一個とB商品一個の交換は同質の労働時間の不等交換である。がB商品が農産物の場合にはそうではない。なぜなら、工業生産物Aの6時間と農業生産物の2.4時間という場合は、この双方の労働時間は全く同様に生産諸条件は社会的・標準的であり、そこでの労働の熟練と強度の平均度を前提した労働時間である、という共通の前提をもっているが、しかし両者の共通性はここまでである。Bの2.4時間は土地的条件（たとえば豊度）により強められた2.4時間であり『無地地を零点とした豊度度の差別に比例』して強められ、価値形成的労働時間としては工業の6時間に相当する労働時間なのである。これに対し他方のAの6時間は土地的条件のゼロのもとでの6時間である。すなわち『Aの6時間＝Bの2.4時間×豊度』という関係にある。……それ故、土地生産部門の特殊性により、この部門に投下された240時間の生産物は、マルクスの例によれば、1クォーターあたりDでは1.5、Cでは2、Bでは3の労働時間の生産物であるにもかかわらず、土地的条件の捨象されているAの6時間が農産物の生産に必要な社会的必要労働時間となる。そして、D、C、B地の1.5、2、3時間はすべてそれぞれの豊度で強められ、価値形成的労働²⁾としてはA地の6時間に相当する。³⁾」

私がこの考えに同意できないのは次の理由による。第一は、優等地および劣等地に投下される労働の質はまったく同じで、たとえ使用価値の生産量がちがってもそれが同時間に形成する価値の量は双方とも変わらないという点である。労働の質に相異がない以上、ここに「強められた労働」などありえないのである。

第二は、この考え方でいくと、差額地代が絶対地代と共存したときには、納得の行く説明ができないという点である。本稿でも後にこのことに触れるが、

差額地代が絶対地代と共存すると、差額地代が単独で問題になっているときに比べてその額がふえる。これをどう説明するかである。いったん「強められた労働」がまた「強められる」のであろうか。理解できないところである。

第三は、たとえば林業生産における採取的林業のように、³⁾まったく人間の労働を要しないところで生まれる差額地代については、この視点での説明ができないという点である。「強められた労働」というのは、ある質の労働が標準的な労働の何倍かの価値生産を同じ時間内におこなうということである。何倍かしてその額を大きくするためには、そのもとになる被乗数がゼロであってはならない。しかし、林業では他の条件が同じであれば、採取的林業の天然林は人間労働の投入量がゼロである。育成的林業の人工林との対比によってここに差額地代が生まれるとすれば、どのようにしてここに「強められた労働」を見出せようか。ゼロを何倍してもゼロであって説明はつかないのである。

第四は、仮にこの主張を認めるとして、そうならばなぜ諸商品の個別的価値が問題になるときにこれが言われなかったのか、そこに不合理が生ずるという点である。商品の価値額の規定を行って、劣等地の商品の個別的価値は高く、優等地の商品のそれは低いことをいったん承認しておいて、地代の分析になって、そうではなく実は優等地は価値多産的であってそこでの商品も劣等地の商品と同じ個別的価値を持つと言い出すのは、あまりにも無理のある言い方ではなかろうか。さらに譲ってそれを認めるとしても、とはいえ優等地における多産価値部分が差額地代の額と一致する保証はまったくない。上の引用文の後段で言うならば、B地の生産物がA地の生産物の二倍だとしても、価値形成的労働のほうも実際の労働時間の二倍になるとは限らないのである。使用価値の量は価値の生産量とは何も関係ないことは周知の事からである。かくしていろいろな観点からいわゆる「生産説」は成立しないと思うのである。

差額地代の源泉を説明するもう一つの有力な考え方は、「流入説」といわれるものである。

「農業生産物の市場価値規定によって生ずる超過利潤部分は、労働の実体を欠いているにもかかわらず、あたかも実体があるかのごとく規定されるのであり、かつこのよ

うに規定された市場価値が市場価格変動の中心・軸をなす。労働の社会的平均化が妨げられているから、この超過利潤部分の転形たる『差額地代を持って農業部門で生産された剰余価値でなく、社会のあらゆる部門において生産されていた剰余価値の転形したものである』とみなさざるをえない。この差額地代部分は、『資本がその原理を貫くための特殊な産物である。にもかかわらずこの超過利潤は、資本自身で分配することができない』ものであり、工業における超過利潤が平均原理という基礎で形成されることと相違する。したがって資本が自らの原理を貫くために譲歩することによって生ずるこの差額地代部分は、結局は『消費者として考察された社会が土地生産物にたいして余りに多く支払う』ために生ずる社会の労働時間のマイナスは、土地所有者たちにとってのプラスとなるのである。……かくて社会の一部分たる土地所有者のプラスを、消費者として考察された社会が負担するということは、結局は農業部門をも含めて資本に帰属する平均利潤率をそれだけ低下せしめる、ということになる。⁴⁾」

この考え方に同意できないのは次の理由からである。第一は、決定的な事柄として、この見方では地代分が剰余価値から控除されてそれだけ平均利潤が低下するという点であるが、剰余価値の配分というものは決してそのようにうまくゆくものではないという点である。地代額が社会の剰余価値から控除されるためには、当然にまずその地代額が確定されていなければならない。ところで、地代額が確定されるためには、その前に農産物価格が、それゆえにそれを規定する平均利潤の額（率）が定まっていなければならない。一定の利潤額（率）を前提に農産物価格が定まり、それをもとに劣等地に対比して優等地の超過利潤が決まってくる、これが差額地代の大きさが定まる道すじである。そこでこの額を社会の剰余価値から控除するわけだが、このことは何を意味するかといえば、それはこの地代額を定めていた出発点の平均利潤額（率）を変化させるということにほかならない。はじめに決まっていた平均利潤額（率）が変わるのである。するとどうなるか。それによって農産物価格が変わってくる、ついでそこから算出される差額地代の額まで変わってくるということが起こる。最初に確定したはずの、そして社会の剰余価値から控除したはずの差額地代額とは異なった大きさが、その結果、差額地代として出てくるのである。これはいかがすべきことであろうか。

一例を出してみよう。資本額100で平均利潤が20（生産剰余価値額に一致、

表 1

土地種類	投下資本	平均利潤	生産物量	個別的価値	市場価格	収 益	差額地代
A	100	20	3	40	40	120	0
B	100	20	4	30	40	160	40

表 2

土地種類	投下資本	平均利潤	生産物量	個別的価値	市場価格	収 益	差額地代
A	100	10	3	$110/3$	$110/3$	110	0
B	100	10	4	$110/4$	$110/3$	$440/3$	$36\frac{2}{3}$

平均利潤率20%)の資本がA、B両地に投下されたとする。その時の生産物量がA地で3、B地で4であったとすると、B地に40の差額地代が生ずることになる(表1)。もうひとつ仮定をおいて、同じく100の投資で20の平均利潤を得ている他部門の投資がさらに二つあったとしよう。つまり、社会全体としては総額400の資本が投下されていて総額80の剰余価値が生産されていたとしよう。さて、40の差額地代分が社会の剰余価値から控除されるのであるが、社会の剰余価値は80であるから、そうすると残りの40だけが資本に再配分されることになる。100の資本につき10の平均利潤に低下するわけである。当然に農産物の価格も低下する。それによってB地の差額地代を出すのと表2のようになる。40ではなくて $36\frac{2}{3}$ になるのである。まことに奇妙な結果である。80の総剰余価値のうち $3\frac{2}{3}$ はどこかへ消えてしまっているし、最初に定めたはずの差額地代額がまた変わってしまっている。この矛盾を回避することは、よほど数値的に偶然が作用しないと不可能だろう。だから、地代が社会の剰余価値から支払われ、資本の取得分たる平均利潤がそれだけ低下するといっても、そのように簡単には剰余価値の配分はなしえないのである。

第二は、これと関連して私が強調している価値の「分割法則」が定式化できないという点である。いったん確定した平均利潤額（率）を後から壊すような立論がこれを守れないのは当然である。本稿では簡単にしか述べていないが、価値の「分割法則」は経済学が検出しなければならなかった重要な法則のひとつである。⁵⁾それができないのである。

第三は、差額地代は資本制生産に限らず単純商品生産でも生ずるが、この考え方でゆくとここでは地代の源泉を見つけ得ないという点である。単純商品生産の段階では剰余価値の生産はありえない。⁶⁾とすれば、ここに農業で生ずる地代の源泉を社会の剰余価値に求めるといっても、この場合はそのさきをまったく見つけられないのである。差額地代が成立する機構は資本制生産でも単純商品生産でも同じである。だから、双方では地代の源泉についても共通であってしかるべきである。ところが、一方の単純商品生産ではこの考え方は明らかに通用しない。この考え方自体に問題があるということである。

以上の諸見解は、いずれも地代の源泉たる「虚偽の社会的価値」を何とか労働実体のあるものとして理解しようとしてきたことの結果である。このような意図が働いたのは言うまでもなく、労働実体のない価値を認めることは労働価値説を壊すことになると思ったからにはほかならない。しかしながら、市場価値が規定される際にそのようなことが出てくることは少しも労働価値説を壊すことにはつながらない。それは述べたとおりである。だから、そのような配慮は不要であったのである。この意味において、次の主張は部分的には理解し難いところもあるが、おおむね私と一致している。

「いわゆる『虚偽の社会的価値』はまさに、市場価値規定によって発生した社会的価値の一つであって、それは流通過程から、価値を横奪する単なる可能性としての独占価格ではない。まさに、価値そのものの一形態である。……『虚偽の社会的価値』も、それがたとえ現実的価値ではなくても、市場価値規定の法則の貫徹の結果、一つの社会的価値とならざるをえない。価値規定の法則という一つの必然的な『社会的行為』の産物なのである。価値が“社会的”価値として“社会的”という制限規定を与えられるゆえんでもある。そもそも、それ自体価値ではない“労働”が価値に転化するのも、この社会的行為の結果なのである。価値とは、労働それ自体ではなくて、一つの

社会関係、社会規定なのである。労働がないから価値がないという一般的には正しい知識も、場合によっては不十分で、反省が加えられなければならないであろう。⁸⁾」

B. 差額地代第二形態

——資本条件同一という点の徹底——

差額地代第二形態についての私の考えは、前掲「差額地代第二形態の理論的諸規定」で私の独自の『資本論』の同箇所訳の積極性を明らかにする形で詳しく論じておいた。同時にこれをめぐって展開されているいくつかの議論に対しても私の立場による批評をつけ加えておいた。

その最も中心的な論点は、第二形態といえども差額地代であり、成立の機構は第一形態と同じであるとされている点について、では具体的に農業のどの場面で見られるかを明らかにするところにあった。連続的に投下される諸資本の条件は互いに同一で、だが同じ土地を対象に得られる生産物量には違いがある、そして投下される諸資本は同じ場所で競争しあうというのはどんな場合か、これを問うたのである。すでに差額地代第二形態の概念は与えられているのであるから、本来から言えば、それより前に、問題にしているその農業の場面は明確になっていなければおかしいのであるが、そこがはっきりしていないのがこの議論の難点なのである。

その結果、差額地代第二形態は一年に同じ土地に同じ条件の資本を複数回投入したとき（たとえば二期作といったもの）に生まれるものという結論に到達した。同じ土地でも一年内を見れば季節の違いによって連続した同じ条件の資本でも生産量に違いが出てくるし、その期間内なら諸投資同士も何とか同じ市場で競争ができると考えられたからである。その際、とくに私が強調したのは、諸資本の資本条件の同一という点である。資本条件が違って良いのなら、資本ごとに生産量が違うのは当たり前だが、それでは差額地代にはならない。そのことが『資本論』の翻訳での私の独自性につながっている。

この視点に立つと、第二形態に関するマルクスの叙述は理解がしやすいものとなる。そして、それをめぐって生じているいくつかの論点についても的確な

論評が可能である。これらの詳細は上掲の論稿ではたしているなのでここでは割愛したい。

C. 絶対地代

——成立条件としての土地所有の独占——

私の最近の研究のなかで、絶対地代について特に強調したのは、この地代の成立条件として、土地所有の独占ということを示した点である。すなわち、絶対地代は土地という生産手段が独占的に所有されていることから生まれる農産物の独占価格に成立の理由があることを論じたのである。その場合、注意しておきたいのは、この独占価格は、こういう土地所有形態のもとではすべての農産物に共通のことであるが、決して商品の需要と供給とのバランスが壊れて、だから需要に供給が足りないことから生まれる独占価格ではないという点である。そういうのは「本来的独占価格」(eigentlicher Monopolpreis) といい、生産手段が自然的な制約のためどうしても足りない極まれな商品についてはそれもあるが、そして農産物ではその場合は絶対地代ではなくて独占地代を生むが、これはそうではない。商品の需要と供給とが一致していて、なお生産手段の独占的所有者がその力で価格を押しあげる、そういう独占価格で、これはこんにち独占資本がつけるとされる独占価格と同じものである。私の前掲の著書『価値と価格法則の理論』の第五章は、それが目的ではないがこのことを詳しく論じている。⁹⁾

地代に転化する価値は上來述べてきたように農業部門内のものに限られるが、マルクスは生産価格論以来どの部門の資本も価値生産にあたっては剰余価値率、資本の回転期間を一定としてきているのであるから、農業部門の価値多産を言うにはここにおける資本構成の低位性を言うしかなかったのである。かくして農業部門で生産される価値量は他部門の平均額より多く、その多い部分が絶対地代となるので、農産物の価格はその価値水準の高さという独占価格がつくのである。

この明瞭な地代規定に対して、しかしながらこのことを良く理解しない見解

がある。

「マルクスのばあいには絶対地代は農産物の価値と生産価格との差ないしはその一部として考えられているが、そのばあい、絶対地代の最高限を画するものが農産物の価値だということがどうしていえるのか、また言う必要があるのかという点である。¹⁰⁾」「このへんで……結論はたようである。われわれは農業資本の構成が高いとか低いとかいうことを絶対地代のばあい問題にする必要はない。また絶対地代の最高限が価値で画されるかどうかとも問う必要はない。むしろ、絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上に市場価格が引上げられることから生ずるのである。¹¹⁾」

「要するに農産物の価値は理論的にみれば勿論のこと現実的にみても、生産価格以上になるか以下になるか一般的にはいえないのである。それなのにマルクスは回転期間を無視したまま資本構成だけについての仮定をもうけ、それ程までムリをしてどうして価値が生産価格以上という結論を導きだそうとしたのであろうか。いうまでもなくマルクスの論理にとって、農産物の価値が生産価格より高いということが絶対地代の成立のために欠くことのできない条件の一つになっている。だから絶対地代を説くためにはムリをしてでもどうしても価値が生産価格以上としなければならないのだが、果してそれ程あやしげな理論に頼らなければ絶対地代の成立は説明できないのであろうか。」¹²⁾「絶対地代は、農産物が土地所有の作用によって生産価格以上に売られることから説明されなければならないのであって、生産価格以上価値以下だとか価値どおりだとかいってみても何の役にも立たないのである。¹³⁾」

これらの見解に対しては、次のように言いうる。第一に、ここでは価値の「分割法則」の存在がまったく気づかれていないという点である。この議論では、剰余価値の分配をめぐるのは、単に土地所有者がその力によってどれだけの額を引きだせるかということの言及にとどまっている。その大きさはまったく分からない。地代額が分からないのであれば、必然的に利潤の額も分からない。すなわち、これらの額を理論的に導くことはできず、ただ力関係の結果、何らかの分配がなされるというのみである。つまり、競争論の次元で話が終わってしまっているのである。¹⁴⁾これでは価値の「分割法則」は定式化できない。この定式化が経済学の重要な課題であるが、これらの見解はそれを放棄しているのである。

第二に、そのことと関連してその結果生じているこの議論内の矛盾を指摘し

ておかねばならない。その矛盾とは、このように利潤（平均利潤）の額がまったく分っていない¹⁵⁾のに、にもかかわらずそこではしばしば何のためらいもなく「生産価格以上」という言い方がなされていること、これである。利潤（平均利潤）が定まらず、したがって生産価格が分らないのにどうしてこのようなことが言えるのであろうか。「生産価格以上」が言えるためには、その前に利潤（平均利潤）の量的決定がなされていなければならないはずである。「総じて、平均利潤をこえる超過分を云々しうるためには、この平均利潤そのものが度量基準として……確立されておらねばならぬ¹⁶⁾」のである。だが、これらの見解はこの手続きを怠っている。したがって生産価格は確立されていない。ところが、いつのまにやら生産価格を度量基準として導入している。その体系からは決して導き出せない平均利潤の額を、それとはかかわりなくいつしか決定されたものとして登場させている、そういう矛盾をこれらの見解は持っているのである。

第三は、これらの見解では地代が剰余価値（価値）から構成されるということが頭からまったく自明のこととして扱われているという点である。このことが自明ではなく、したがって前提されることではなくこれから証明されるべきことであることはすでに述べたとおりである。マルクスの結論を先取りして自明のこととしてしまえば、そのための論証過程が分からないものになるのは当然であろう。しかし、それは転倒している。

このように見てくると、引用はしていないがこれらの見解のマルクス批判はほとんどあたっていないことが分かる。マルクスは「価値法則」の貫徹ということを経済通りでの商品の交換と解しているとして、そこから繰り上げられる批判はそれだけの文章を見れば説得力を持っている。だが前に見たようにマルクスはそのような考え方をとってはいないのであれば、誠に空虚である¹⁷⁾。

マルクスの理論を基本的に受け入れる立場の見解のついては、結論的には私と同じであるから取り立てて問題にする必要はない。ただ総じて言えることは、それらにおいては私が強調している「価値法則」、価値の「分割法則」を守るという視点がほとんど欠如している難点があるという点である。なかでも価値

の「分割法則」の方はまったく等閑にふされてきたといっても過言ではない。そのために議論の展開が論理的ではなく、単にマルクスのこの部分を受け継いだだけという感がぬぐえないし、マルクス批判者に対する反批判が極めて弱いものになっている。そんなものの一つを取り上げてみよう。これは「価値法則」だけからこの問題を扱おうとした、しかもこの法則の意味するところを誤解したものであることができる。

「価値法則は、一言にしていえば、商品の価格は結局は価値によって決まり、また、その価格を決する価値は、その商品の生産に社会的に必要な労働時間によって定まるということにつきる。そして、この法則が最も純粹なかたちで妥当するのは、歴史的にも論理的にも単純商品生産の社会である。¹⁸⁾「単純商品生産の社会が発展の結果、資本制商品生産の社会に移行すれば、そこでは、もはや単純商品生産の社会に妥当した価値法則はそのままのかたちでは適用されない。……すなわち、資本制商品生産の段階では、商品の価格を終局的に規制するものは、もはやさきの価値法則ではなくて生産価格の法則となる。……生産価格の法則が一般的に作用する資本制商品生産の段階においても、何らかの事情によって、その作用の貫徹が恒常的に妨げられる場合には、生産価格の法則は背景に退いて、ふたたびもとの価値法則が表面に姿を現すことになる。¹⁹⁾「同じ土地生産部門において、差額地代とならんで、あらたに別種の資本制地代、絶対地代が生ずる場合においては、差額地代だけの場合に作用していた生産価格の法則は止揚されることになる。すなわち、この場合には、農産物の価格を究極的に規制するものは、生産価格ではなくて、かえってそれ以前の価値そのものとなる……こうして、農産物の価格が、土地所有の力によって、ふたたび価値法則によって規制されることになり、しかも価値が生産価格より大きいとするならば、ここにその差額としての超過利潤を発生して、これが絶対地代の形態を取って、土地所有者の手に移されてゆく。²⁰⁾」

この議論で問題となるのは、第一に、「価値法則」の解釈についてである。「価値法則」をこのように理解し生産価格の対立物と見ることは、いわれたいる農業の場面を除けば基本的には資本制生産では「価値法則」は作用しないことを意味し、とうてい納得できるものではない。²¹⁾

第二に、この議論中もっとも重要な箇所、すなわち生産価格の法則が「土地所有の力」のためにふたたび価値どおりの交換法則にとってかわられるとする箇所に関してである。なるほどマルクスの結論をそれだけ見れば、結果的には

そういうことになっている。しかし、こういう展開方法ではそれは簡単には言えることではない。この説明のために言われている「資本の自由な競争」の「阻碍」についても、後に独占地代との差異を述べるところで、「前者（絶対地代——引用者）の場合には、一種の独占下にありながらも資本の自由な競争が確保されている²²⁾」とあれば、いずれが真意なのかまったく分からない。要するに、こうしたやり方では不可能だということである。それだけは確かである。

D. 差額地代と絶対地代とが一緒にあるときの考察

この問題については、私は最近では何も書いてはいない。差額地代および絶対地代のそれぞれの概念規定がはっきりすれば、二つが一緒になっても、互いに混ざりあって区別がつかなくなるということはなく敢えて言うことはなかったわけである。

一つだけ私と異なる見解をあげておけば、差額地代と絶対地代とが共存すると、差額地代が単独で考察されるときに比べてその額が前より増加するが、それを差額地代としてではなく絶対地代としてとらえる説がある。

「優等地の地代増加分は最劣等地耕作部分の絶対地代と全く同様に、最劣等地未耕部分の土地所有の力の行使によって起り、市場価格の個別的生産価格超過分として与えられることが明らかになる。」²³⁾

だから「優等地の地代増加分」は絶対地代であるとされるのであるが、この説の場合は上の文章でも見られるが、絶対地代は「最劣等地未耕部分の土地所有の力の行使」から生ずるものという特殊な見方から成り立っている。したがって、まず何よりこのような特殊な見方を排することが必要で、絶対地代について、私が示した二つの法則を見る視点に立って検討しなおすことから始めてもらわなければならない。

注1) マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第3部下、930～931ページ。

2) 井上周八『地代の理論』、理論社、1963年、176～182ページ。もとより論者によってすべて同じということはないが、この立場にあるものは一般的な解説書も含めて極めて多い。その紹介はさしあたり、井上周八、同書、久留島陽三『地代

- 論研究』、ミネルヴァ 書房、1972年、安達新十郎『地代論史の研究（下）』、多賀出版、1980年、などにまかせたい。それらに紹介されていないものとしては、小林 茂『農業経済学基礎理論』、成文堂、1974年、小川浩八郎『経済学と地代理論』、青木書店、1979年（増補版は1987年）、はこの立場である。
- 3) 林業には採取するという過程を省けば、育成に全く労働を要しない天然林を対象とした「採取的林業」と人が育てあげる「育成的林業」とがあって、この間の差額地代が問題になる。ここで取り上げているのはこの前者を見てのことである。なお、林業地代は私の前掲書『地代理論の諸問題』、第6章で扱っている。
 - 4) 白川 清『価値法則と地代』、御茶の水書房、1960年、76～77ページ。この立場にたつ見解も少なくはない。大内 力『地代と土地所有』、東京大学出版会、1958年、日高 普『地代論研究』、時潮社、1962年、などはその代表例である。その他については、やはり注2)であげた著作に紹介をまかせたい。なおそれらのうち、久留島『地代論研究』、安達『地代論史の研究（下）』はこちらの立場である。
 - 5) 価値の「分割法則」を究明することは、商品の価格に法則があるか否か、すなわちある種類の商品の価格があれこれまったくでたらめの大きさに決まるか、それともだいたい一定の大きさに決まるかを見極める基本的な視点である。これをぬいたら経済学が成り立たないというほどの課題である。詳しくは私の著書『価値と価格法則の理論』を参考にしてほしい。
 - 6) この点は、同じく私の『価値と価格法則の理論』、第三章で詳しく証明してある。
 - 7) 少し古いが、たとえば、土方成美「地代論より見たるマルクス価値論の崩壊」東京帝国大学『経済学論集』、第6巻第4号、1928年、はそこからマルクスを批判している。「かくして価値以上の市場価格が生ずる結果として地主が地代を獲得するに至ると云ふことは明に彼が一方に於て、『一切の地代は余剰価値であり、余剰労働の産物である』と云ふのと矛盾するのみならず、価値なき価格を認むることは労働の産物にあらざる価格を容認することであって、明に少くとも労働価値説の部分的破綻を示すものと云はざるを得ない」（同、20～21ページ）。
 - 8) 花田仁伍『小農経済の理論と展開』、御茶の水書房、1971年、53～54ページ、傍線——原文。これに対しては、守屋典郎『日本マルクス主義理論の形成と発展』、青木書店、1967年、238ページが支持を表明している。なお、この見解について部分的に理解しがたいといったのは、「虚偽の社会的価値」の「社会的」の理解の仕方である。私はこのような理解はしなかったはずである。価値とはすでにそれだけで社会的関係を表示しているのであるから、そのうえになおつける「社会的」の意味はこれでは正しくない。これでは同じ意味の「社会的」が重複するだけである。
 - 9) 独占価格というと、よくあることだが、商品の需要と供給とのバランスが壊れ、

供給が需要を満たせないことがその成立機構だといわれることがある。だが、それは違う。需要と供給とが一致していても一生産手段の独占的所有が価格を押しあげる、これが問題にしている独占価格である。もしそうでなければ、資本主義社会が独占段階に入ると供給不足ばかりが起こるという妙な結論になってしまう。拙著はそれらの点を強調している。

- 10) 大内 力, 前掲『地代と土地所有』, 177ページ。
- 11) 同 上, 197ページ。
- 12) 日高 普, 前掲『地代論研究』, 344ページ。
- 13) 同 上, 350ページ。
- 14) 「競争一般, ブルジョア経済のこの本質的な牽引車は, ブルジョア経済の諸法則を確立するものではなくて, 諸法則の執行官なのである。……だから競争は, これらの法則を説明しないで, それを観察させる」(マルクス『経済学批判要項』, 高木幸二郎監訳, 大月書店, III, 489ページ)。「資本家を外的に強制するこの競争そのものは, 経済法則が実現するための条件であって, 経済法則の内容, 対象ではない。経済法則の内容, 対象そのものは, この競争の客観的結果, その目標である」(見田石介『価値および生産価格の研究』, 新日本出版社, 1972年, 77ページ)。すなわち, 競争は経済法則ではない。だから競争の存在を知るだけでは経済法則を知ったことにはならない。経済法則とはここでは価値の「分割法則」である。この点を知らねば経済学にはならないのである。
- 15) 平均利潤額(率)はその前に確定したはずだ, と反論があるかもしれない。しかしここに至ってそれは壊されてしまっているのである。どれだけか分からない地代額をそこから引き出そうとしているのであるから。
- 16) マルクス『資本論』, 前掲邦訳, 第3部下, 1103ページ。その他同旨の箇所は, 同1073ページなど。
- 17) したがってこの批判を前提に展開されている独自の「絶対地代論」はとうてい賛成し難い。マルクスの絶対地代論に対する疑問はこれに限らず多くの人から出されている。その嚆矢はふるくは, カウツキー, ボルトキヴィツチ, ヴアルガからなどであるが(さしあたり, 西口直治郎「絶対地代の上限(一)」『経済学雑誌』, 第45巻第6号, 1961年, を参照), これらに対しても同じ観点から批評が可能である。
- 18) 高島永幹「絶対地代と独占地代の差異について」『茨城大学農学部学術報告』, 第10号, 1962年, 105ページ
- 19) 同 上, 106ページ。
- 20) 同 上, 112ページ。
- 21) 「価値法則」を商品の価値どおりでの交換と見る見解は意外に多い。井上周八「『土地条件=限界原理』について」『立教経済学研究』, 第30巻第2号, 1976年,

5～6 ページ、小川浩一郎、前掲『経済学と地代理論』、168ページなどでもそれは見られる。私は反対である。

22) 高島永幹、前掲「絶対地代と独占地代の差異について」、123ページ。

23) 日高 普、前掲『地代論研究』、431ページ。

4. 非資本制生産下の地代

A. いわゆる過渡的地代

——地代成立の機構およびその源泉、法則

封建制地代と資本制地代との間に位置する地代形態、歴史的にこういう二つの地代の間にはさまれた独自の地代形態、これを一般に過渡的地代といっている。私は以前からこの地代の存在を認め、すでに明らかな両わきの二つの地代形態とは異なるその独自性を究明してきた。そしてまた、現在の日本の農業では過渡的地代の理論が適用できると見て、今日的な問題にその応用を試みてきた。最近では前掲の「農業経営構造の再編と方向」がそれである。

私が過渡的地代を独自の地代形態と見る理由は、地代を生み出すもととなっている土地の所有形態が、封建制でもなければ資本制でもない、その意味で独自のなものであると見ている点にある。封建制地代を生み出す土地の所有形態は、封建領主が基本的生産手段たる土地を私的に所有し、さらにその付属物として直接的生産者たる農奴をも所有していること、借地側である農奴のほうは共同地については共同所有者になったり生活手段としての土地は所有しているが一般的には土地の所有者ではなく、ただ領主の土地を借用してこれを非自由ながら自立的に経営することはしている、というものである。資本制地代を生み出す土地の所有形態は、土地の所有者側においては私的な土地所有ということだけであとはなにもなく、土地を借用する側においては、資本の所有者がいて「二重の意味において」「自由な労働者」を雇用して完全に自立的な経営をしている、というものである。これらに対して過渡的地代を生み出す土地の所有形態というのは、土地の所有者側においては彼は単に土地だけを私的に所有するにとどまって他人を所有することはしておらず、土地の借り入れ側におい

ては彼はそのまま直接的生産者であって資本＝賃労働関係は生じていないもの、ということになる。

この独自性に加え、地代額の規定の論理にも特異性がある。資本制生産にはなっていないが商品を生産している以上、ここにも価値の生産がある。だとすればその価値をどう分割するのか、この場合にも価値の「分割法則」があるのかどうかが問題になる。価値の取得者は、土地を借りて実際に生産を行っている直接的生産者としての農業者、および人格的な区がないために取り分はそれと一緒にになってしまうが概念的には萌芽的な利潤の取得者、そして地代の取得者としての土地所有者の三者である。そうすると、この三者には取り上げている生産体制の維持・存続にとって重要であるか重要でないか、すなわち「質的区別」があるかないかがはっきりしてくる。一番重要なのは直接的生産者の農業者である。いうまでもない、価値の生産者であるからである。次に重要なのはこの場合は土地所有者である。土地の所有がこの生産体制の基礎であるためである。これにたいして利潤の取得者は重要ではない。利潤がなくても資本制生産ではないからこの体制が維持されていることはわれわれも見ているところである。こういう価値取得者の「質的区別」は価値の「分割法則」をもたらす。地代額があれこれ勝手な大きさに決まるのではなく、一定の大きさに法的に決まることが証明されるのである。農業者の取り分、地代、利潤のこの順序による価値取得が定着するからにはほかならない。明らかなように、資本制地代と比べると地代と利潤との順序に決定的な違いがある。これがこの地代の独自性である。

私のこうした結論は、リチャード・ジョーンズの次の文章とも一致している。「土地を所有せるために地主がかように獲得しえたところの、そして土地がなければ獲得することができなかつたところの生産物が、その国の労働の年々の生産物の中で土地所有者としての地主の分前となる部分である。これが地代である。残余のものは利潤である。文明のより進んだ段階においては、それぞれ特定の場において、地主が分益農の農場から受取る収入のいかなる部分が地代であり、いかなる部分が利潤であるかを決定することは容易である。¹⁾」

土地の所有者は自らの取り分たる地代を利潤よりも先に決めるわけであるから、ここにはその額を定める明確な論理がなければならない。私は今日の日本の農業の特徴をふまえて、下記のような地代算式を考案した。土地を貸している土地所有者と土地を借りている借地農業者とがあるとき、資本制生産ならば地代の大きさは借地する側で利潤の残余として決まるが、この場合は土地所有者の側で先に決まり、その残余が利潤となる。算式はその仕組みの具体化である。²⁾

$$R = C_2 + M - Z$$

R : 単位面積あたりの地代額

C₂ : 土地所有者のもとでその土地が耕されていた時にそこに投入されていた固定「資本」額

M : その時に生まれてきた剰余部分

Z : その時にそこに投入されていた労賃および流動「資本」が預金にまわされるとしてその利子額

さてその場合、もう一点明らかにしておかねばならないのは地代に転化する価値の出どころである。これまでは価値の「分割法則」の議論が問題で、土地所有者の側で決められた地代額は借地側のほうでは当然に支払われうるものという前提で話を進めてきた。だがそれは自明のことではない。というのは、土地を借りる側からすると、その人はまずもって自分の生活を守らねばならず、その意味で直接的生産者としての農業者の取り分をはじめに確保せねばならないのであるが、この体制のもとでは一般にそれ以上の価値取得は困難と見えるからである。この生産体制は単純商品生産のそれである。土地を借りて幾分規模を大きくしたところでそのことに変化はない。ならばここには資本制生産のような剰余価値の生産はないのである。この生産体制のもとでは、生産された価値額は商品にそのままの大きさの価格をつけて等価値額で実現されるが、それはそっくり直接的生産者としての農業者の取り分となって（価値の「分割法則」のところにもどると、農業者の取り分はこうにして決まって大きさが法則的である）、地代に転化するような価値部分は見当たらないのである。

にもかかわらず価値はなければならないのであるが、それを可能にするのは、

一般的に土地を借りる側は相対的に経営規模の大きい農業者だという点である。上の示したものは理論的には最劣等地を耕す農業者で見られる農産物価格の規定であった。しかし実際は、土地の劣等ということも含まれはするが、それより経営規模が小さい農業者ということが個別的価値を大きくするために、これが農産物価格の規定者になることが普通である。とすれば、経営規模の大きい農業者にはそれとの対比で小さい農業者の取り分以上の剰余が「規模の経済性」によって出てくる。これが地代の源泉である。

この剰余部分の価値としての根拠は複雑である。一つは、大規模農業者の土地が優等地ということもありうるから「虚偽の社会的価値」部分であることもありうる。もう一つは、経営規模の大きい農業者がどんな方法かは分からないが小さい農業者より多くの労働を投入していて、その意味であくまで比較上の言い方だが「剰余価値」であることもありうる。これらが一緒になったのが剰余である。ここから地代が差し引かれ、その残りが利潤となる。これは記述のごとくである。土地を貸すほうは大抵小さい農業者であるから、そこで規定される地代額は大きい経営の農業者が得る剰余よりも少なく、いささかながら利潤を残すことになるであろう。

これが私の過渡的地代論の概要である。こういった考え方に対して、対立する見解も少なくはない。まず、過渡的地代の独自性そのものを否定する見解がある。

「ある一定の経済関係が、歴史的にいかなる範疇に属するかは、生産手段の所有者と直接生産者とのあいだの直接的関係においてのみ定まる。……一つの生産様式から他の生産様式への過渡形態も、これらの範疇のいずれかに還元されるものであって、別個の範疇が並列したり介入したりするということはない。封建的地主経済より資本主義的経済への転化過程においても、まったく同一である。この転化家庭における過渡的諸形態には、二つの生産様式のいろいろな変形、その併存、または対抗的な種々の経済制度の多様な組合わせが現れてくるので、地代についても、複合変形の形態が生ずる。しかし、前資本主義的地代という第三の範疇³⁾が現われるというようなことは、理論的にもありえない。」

この見解に私が同意しないのは言うまでもない。封建制でもない資本制でも

ないここに独自の土地所有形態を見るならば、こういった結論は出てこないはずである。これに対して私と一致する考え方も存在する。

「生産者に直接対立する者が土地所有者の場合であっても、この土地所有者が封建的土地所有者であるか私的土地所有者であるかにより封建地代であるか否かが質的に区別される。……マルクスもいうごとく賃借地において分割地経営が営まれる場合小作農民は身分的隷属関係から自由であり、したがって彼の支払う借地料は封建地代ではないが、また明らかに資本制地代でもなく、それはやはり中間形態として把握されねばならないのである。⁴⁾」

では、地代の量的規定は何か、すなわち法則は何か。これは、戦後の我が国では小作料の統制が行われてきたため、もっぱら農地価格を問題にするかたちで行われてきた。とはいえ、総じて地代規定の論理が土地を借りる側（買う側）の方で追求されている点が私と大きく違っている。例をあげてみよう。

「われわれの到達した結論を一言にしていえば、……費用価格の法則に基づいて規定されるところの、各土地片の支払可能な潜勢的小作料額の資本還元されたものというメカニズムが、現在の農地価格を基本的に規定しているのである。⁵⁾」

「これらの結論から判断できることは、……土地購入ケースが中経営に強いという事実とともに、土地の売買価格水準を規制するところが、中経営層の担当収益性にあるようだ、ということである。⁶⁾」

「戦後の農地価格を規制するものは、基本的には農家の限界収益であり、既存経営に小地片が追加されることによって生ずる平均を上回る剰余部分が資本還元されることによって高地価が維持されている、と考えるべきであろう。⁷⁾」

必ずしも適当な引用文ばかりではないかもしれないが、土地価格（地代）の規定が購入者側の論理でなされていることはうかがい知れよう。⁸⁾このようになった第一の理由は、日本の土地はつねに不足した状態にあって価格は高く、売り手市場の中では買う者の支払い最高額だけが問題になると見られたというところにあるように思う。しかしそうだとすれば、支払い最高額の出し方は購入する者の考え次第で、あるいはその経営の状態如何でどんなふうにも変わらうるわけで客観的ではなくなるのである。現に地代額の算式はまったくさまざまに論者ごとに一つずつあるといった具合で、その意味でまさしく主観的である。⁹⁾この段階の地代を購入者の側で規定しようとしたことのやむをえない帰結

ではなからうか。土地価格（地代）が高くなる算式というのなら私のものも相当て、このことだけから売り手市場を想定することはないと思う。

第二の理由は、資本制地代の論理がここにそっくり類推的に適用されてしまったのではないかということである。既述のように、資本制地代の場合、剰余価値のうち資本が自分の取得する利潤額を先に決め地代はその残余として与えられるから、地代額はどこで決まるかといえば、それは土地の借入者側（購入者側）ということになる。だが、それは適当ではない。独自の土地所有形態による独自の地代に資本制地代の論理は適用できないのである。

注1) リチャード・ジョーンズ『地代論』、鈴木鴻一郎訳、岩波文庫、上、136ページ、傍線——引用者。少しつけ加えれば、これはリチャード・ジョーンズがこの地代形態だけについて特殊に論じたものである。彼は資本制地代に関しては、「地代は、かかる場合には、必然的に剰余利潤のみから、すなわち、一定量の資本および労働を土地に用いることによって得られうる利得が、他の職業において同じ資本および労働から得られうる利得を超えるところの、すべてのものから成っている」（同上『地代論』、下、14ページ）と述べて、ここでは利潤の先取性を正しく主張している。すなわち、彼は「相異なる地代諸形態を混同する」という誤りをおかしていないのであり、それだけにこの叙述は信頼度が高い。マルクスはこの点に関し彼について次のように述べている。「地代に関する最初の著書でさえも、サー・ジェームズ・ステュアート以来のすべてのイギリスの経済学者に欠けているものによって、すなわち諸生産様式の歴史的相違にたいするセンスによって、傑出している」、「彼はリカードやその他の人々が土地所有の永久の形態としてとらえているものをそのブルジョア的な形態として指摘している」（『剰余価値学説史』、『マルクス＝エンゲルス全集』、大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、第26巻Ⅲ、516 ページおよび520ページ）。

2) 土地所有者の方で地代額を決めるということは、具体的には土地を貸していないときに得ていた貨幣額と貸したときに得る貨幣額との差額をそれとすることである。このことは対象にしている農業がどのようなものか、その内容によって変わってくる。私は日本の今日の農業の特徴を五つほど取り上げてそこから算式を作った。詳しくは前著『地代理論の諸問題』、第七章を見てもらいたい。できた地代額について言えばまず極めて客観的であること、それから非常に多額で現実を説明するのに有効であること、これである。

3) 守屋典郎、前掲『日本マルクス主義理論の形成と発展』、204ページ。これは具

体的には戦前の「寄生地主制」の理解にかかわって出されたものであるが、そういうのならば他にもある。少しふるいが、平野義太郎『農業問題と土地変革』、日本評論社、1948年、67ページ、小池基之『地主制の研究』、有斐閣、1957年、76ページなどにも見られる。

- 4) 井上周八『農経済学の基礎理論』、東明社、1967年、186ページ。同様な見解は、逆井孝仁「『寄生地主制』研究に関する一考察」『立教経済学研究』、第17巻第3号、1963年、118～119ページにもある。この他にふるくは、櫛田民蔵『農業問題』、全集第3巻、改造社、1947年、353～354ページおよび363ページや、向坂逸郎『日本資本主義の諸問題』、黄土社、1947年、273ページも過渡的地地の成立を認めている。さらにいっておくと、過渡的地地の成立は認めつつも、その独自性をここに独自の土地所有形態には求めていない見解もある。たとえば「過渡的地地形態は一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられるのである」(栗原百寿『農業問題入門』、有斐閣、1955年、141ページ)といっているのはそれで、こうした中間規定だけでは何のことが分らない。あるいは、過渡的地地の規定は「論理的」にだけでき、その歴史的な性格までは言えないとする見解もある。「私は過渡的形態の一つとして分割地所有を、地代がもはや剰余価値一般の正常的形態としては現象せぬという一般的論理的規定においてとらえ、……ここで分割地所有の社会的性格に封建的又は資本主義的の両者いずれをも附与し得ることとなるのであって、われわれは歴史的具体的にこれを決定することが出来るにとどまる」(山岡亮一『農業経済理論の研究』、有斐閣、1962年、272～273ページ)。同じ見方は、丹野清秋「過渡的地地の理論的把握について」『茨城大学農学部学術報告』、第13号、1966年、119ページや、日南田静真『ロシア農政史研究』、御茶の水書房、1966年、43ページでもなされている。このような結論に至る原因は、マルクスが『資本論』の過渡的地地をあつかうところで、分益制度や農民的分割地所有と並んで本来的な奴隷経営や領地直営にも——これらは決して過渡的ではない——言及したことに関連して、それらも一緒に過渡的地地としてとらえようとした点にあるようである。これくらい歴史的な性格の違うものを一緒にしようとするれば、歴史的な部分は省かなければならないであろうが、何の意味を持つのかまったく不明である。
- 5) 白川 清『農業経済の価格理論』、御茶の水書房、1963年(補訂版は1969年)、264ページ。
- 6) 石渡貞雄『日本農業論』、御茶の水書房、1964年、268～269ページ。
- 7) 佐伯尚美「農地価格の論理」鈴木鴻一郎編『マルクス経済学の研究』、(下)、東京大学出版会、1968年、471ページ。
- 8) 農地価格ではなく地代(「請負小作料」)を扱ったものとしては、白川 清「請負耕作の地代論的考察」『農業と経済』、1964年10月号、同「大機械・請負耕作と

地代法則」『農業総合研究』、第21巻第3号、1967年、があるが、その主張は上に見た同氏のものほとんど同じである。

- 9) 白川 清、前掲『農業経済の価格理論』の244 ページ以降にはいくつかの算式が批評のため取り上げられているが、そのさまざまは主観的という意外に理由がない。

5. む す び

以前に述べたところといささか重複する部分もあったが、地代理論の研究に関して言いたかったことを精一杯言わせてもらったというのが私にとっての小論の意義である。読者の批評をおおげれば幸いである。

[附 記]

内藤教授は学内外とも極めて多用な大学生活を過ごされたが、研究者として常に変わらず明確な問題意識を持って、その解決を中心にすえた人生を組み立ててこられた。これは簡単にはできることではない。私が教授から受けた御恩は余りに多大で筆舌に尽くし難いが、なお将来にわたってこの点での教えを乞うて恩恵に浴してゆきたい。